

知っておこう！

クーリング・オフ

■クーリング・オフ制度

訪問販売や電話勧誘販売などで契約した場合、一定期間内であれば、無条件で契約を解除できる制度です。

自ら店舗に出かけて品物を購入する場合や通信販売にはクーリング・オフの制度はありません。購入先の返品規定をご確認ください。

なお、通信販売は広告に返品特約の表示がない場合、商品等を受け取った日から8日間は契約の解除が可能です。

■クーリング・オフ期間

取引形態	期間
・訪問販売 (新聞、布団、浄水器、住宅リフォーム工事など) ・電話勧誘販売など	8日間
・マルチ商法 ・内職商法 ・モニター商法	20日間

この他にも、エステなど店舗での契約でもクーリング・オフできる場合があります。相談窓口にお問い合わせください。

■クーリング・オフ手続きの仕方

- ①必ず書面(はがきなど)で手続きを行う。
- ②書面には「申込日・契約日、商品・役務名、金額、販売会社名、販売員氏名」と「クーリング・オフを行う日付、契約者住所・氏名」、契約解除の旨、代金の返金・品物等の引き取りについて記入する。
- ③送付前に、必ず両面コピーをとり、特定記録郵便など記録が残る方法で郵送し、控えは保管する。
- ④クレジット契約の場合は、販売店だけでなくクレジット会社にも通知する。

佐賀中央郵便局、佐賀北郵便局の郵便窓口と、ゆうゆう窓口にもクーリング・オフの案内チラシと手続きに利用できるはがきを設置しています。

◎問い合わせ

佐賀市消費生活センター
(アイ・スクエアビル4階)
☎40・7087
(平日9時～16時)
FAX 40・2050

発達障害って

なんだらう？③

～理解することから生まれるもの～

身近な人が自閉症などの発達障害と診断されたら、今後どのように接したらよいでしょうか。周りの人たちの対応としては、まず、本人の困難に気づいて接することが重要です。例えば、

- ①言葉のみの説明で理解が不足していると感じた場合は、文字や絵・写真などを用いて説明を補足する。
 - ②本人が混乱している時は、静かで安全な場所に案内し、気持ちが落ち着くよう配慮する。
 - ③できたことはほめ、できないことは否定をせず、どのようになればもっとよくなるのかを肯定的・具体的に伝えるなどです。
- 本人、家族だけで悩まず、学校や相談機関などのアドバイスを受けながら、発達障害の特性を理解することが、本人の困難や不安を解消する糸口となります。

◎問い合わせ

本庁 障がい福祉課
☎40・7255
FAX 25・5440

あなたの人権 わたしの人権

一人ひとりの笑顔広がるまちに

去る12月3日～9日は「障害者週間」でした。そこで、あらためて障がい者の人権について考えてみましょう。

身体障がい者用の駐車場がなぜ他と比べて広いのかご存じですか？それは、車イス利用者が車から降りるときにドアを全開にできるスペースを確保するためです。しかし、この駐車場を障がいのない人が利用していることがあるようです。これでは身体障がい者用駐車スペースの意味がありません。

また、歩道には視覚障がい者を誘導するために点字ブロックが敷かれています。この上に自転車やバイクが停められていることがあります。視覚障がいのある人にとってはとても危険です。これ以外にも、私たちの何気ない行動で障がいのある人の行動を阻害していることはないでしょうか。

障がいのある人もない人も、お互いに人格と個性を尊重し、支え合うことで、誰もが同じように暮らせる社会をつくること、それが「ノーマライゼーション」という考え方です。



しかし、現実には障がいのある人にとってさまざまなバリア(障壁)があります。私は現在、何か自分でできることはないかと考え、手話を学んでいます。これもバリアをなくすために私たちができるひとつの方法ではないでしょうか。普段から障がいのある人の視点に立つて考え、行動することが、共に生きる「一人ひとりの笑顔広がるまち」の実現につながると思っています。

(社会同和教育指導員・内田正俊)

◎問い合わせ

人権・同和政策課
人権啓発係(ほほえみ館内)
☎40・7367
FAX 34・4549